

不服申立て事案答申第 304 号
不服申立て事案諮問第 344 号
件名：110 番事案表の不訂正決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る 110 番事案表（以下「本件事案表」という。）のうち、別表に掲げる訂正を求める箇所（以下「本件保有個人情報」という。）を不訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 7 年 1 月 9 日付けで行った保有個人情報訂正請求に対し、処分庁が同年 3 月 3 日付けで行った不訂正決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(イ) 保有個人情報訂正請求の受理

審査請求人は、令和 7 年 1 月 9 日、愛知県警察本部において、保有個人情報訂正請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の訂正請求をする保有個人情報の内容欄には、

110 番事案表（令和 6 年 10 月 10 日受付、事案番号〇）

と記載され、訂正請求の趣旨欄には

発生場所が誤っている

と記載されていた（以下、この訂正請求を「本件訂正請求」という。）。

(イ) 決定期間の延長

処分庁は、他の開示請求が同時期に集中し、期間内に訂正決定等を行うことが困難になったため、法第 94 条第 1 項に定める決定期間（訂正請求があった日から 30 日以内）に訂正決定等することが事務処理

上困難である場合の同条第 2 項に規定する訂正決定等の期限の延長に該当すると判断し、審査請求人に対し、本件訂正請求に係る決定をする期間を令和 7 年 3 月 10 日までとする決定期間延長通知書を送付した。

(ウ) 保有個人情報不訂正決定

本件保有個人情報の記載されている行政文書は、令和 6 年 10 月 28 日に審査請求人が処分庁に対して行った保有個人情報開示請求に対する一部開示決定に基づき開示された本件事案表である。

処分庁は、本件訂正請求について、法第 93 条第 2 項の規定に基づき訂正をしないとして、その旨の決定をし、保有個人情報不訂正決定通知書により審査請求人に通知（以下「本件処分」という。）した。

イ 本件処分の理由

(7) 本件処分は、本件事案表の記載内容は誤りではないことから、訂正請求に理由があると認められないため、訂正しないこととしたものである。

a 訂正義務

法第 92 条において、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定されている。

愛知県の個人情報の保護に関する法律・個人情報の保護に関する法律施行条例解釈運用基準によれば、

- 「訂正請求に理由がある」とは、調査等の結果、請求どおり保有 개인정보が事実ではないことが判明したときをいう。
- 訂正請求制度は、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるもののため、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。
- 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。
- 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行うことはできない。

とされている。

b 調査結果

本件事案表は、令和 6 年 10 月 10 日に、審査請求人が、自己の所有する栗畑において栗を盗んだ人物を発見して 110 番通報し、警察官が対応したことで作成されたものである。

その際、本件事案表の発生場所は、「特定住所特定工業所駐車場」として受け付けられ、さらに、本件事案表の手書情報には「特定工業所南側畑内」と記載され、愛知県 A 警察署（以下「A 署」という。）へその通り指令されている。

そして、同指令に基づき、特定工業所南側にあたる審査請求人の所有する畑内等で事案対応がなされ、その結果についても本件事案表に記載されている。

(イ) 本件処分については、法第 92 条の規定に基づき、調査を行った結果、発生場所が畑や新築の住宅等で地番をとることができない場合として、直近の建物を目標物として記載した上、本件事案表の手書情報に詳細場所も記載されていることから、本件事案表に誤りはなかったことが確認された。

よって、法 93 条の規定に基づき、訂正請求に理由があると認められなかったことから訂正しない決定をしたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は審査請求の趣旨及び理由を、

- 発生場所は、目標であるならば、特定工業所駐車場の南側とか西側とか南東側とすべきである。
- これでは不明確で目標とならない。
- 私は畑と言った。

等としている。

しかしながら、本件は上述したとおり、調査を行った結果、訂正請求に理由があると認められなかったことで本件処分を行ったものであり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件訂正請求について

ア 審査請求人が令和 6 年 10 月 28 日付けで行った保有個人情報開示請求に対して、処分庁は、本件事案表を特定した上で、同年 11 月 11 日付けで保有個人情報一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、令和 7 年 1 月 9 日付けで保有個人情報訂正請求を行い、処分庁は同年 3 月 3 日付けで本件処分を行った。

イ 審査請求人は、保有個人情報訂正請求書において、本件事案表に記載された内容のうち、「特定工業所駐車場」と記載された部分について、正しくは「私所有の畑」である旨を主張している。

これに対して、処分庁は、本件事案表の記載内容は誤りではないことから、訂正請求に理由があると認められないとして不訂正決定をしている。

(2) 本件保有個人情報の訂正の要否について

ア 処分庁によれば、本件事案表の発生場所を「特定住所特定工業所駐車場」として受け付けており、本件事案表の手書情報には「特定工業所南側畑内」と記載し、A 署へその通り指令しているとのことである。

また、発生場所が畑や新築の住宅等で地番をとることができない場合として、直近の建物を目標物として記載した上で、本件事案表の手書情報に詳細場所も記載しているとのことである。

さらに、当審議会が事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、現場に臨場する警察官においても、手書情報を確認することができるとのことである。

イ 当審議会において検討したところ、担当課等が本件事案表の発生場所を直近の「特定工業所駐車場」と記載し、手書きで「特定工業所南側畑内」と追記した上で、本件事案表の内容を A 署へ指令し、現場に臨場する警察官にも共有していることからすれば、発生場所に「特定工業所駐車場」と記載していることが誤りであるとは認められず、本件訂正請求に理由があるとは認められない。

よって、本件保有個人情報を訂正する必要は認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

訂正を求める箇所	訂正請求の内容
特定工業所駐車場	私所有の畑

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 5 . 2 6	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 5 . 2 5 (第 261 回審議会)	審議
8 . 6 . 2 2 (第 262 回審議会)	審議
8 . 7 . 2 8	答申